

令和 8 年度 機械設備積算基準の改定について

国土交通省 大臣官房 参事官（イノベーション）グループ 施工企画室

1. はじめに

機械設備積算基準は、国土交通省で発注する機械設備工事、機械設備点検・整備等の適正な予定価格の算定を目的として、積算に必要な事項を定めたもので、工事等の施工実態調査、諸経費動向調査及び一般管理費等調査などの各種実態調査により、社会情勢や施工形態の変化などを的確に把握し、積算に用いる歩掛や機械経費、諸経费率及び一般管理费率に反映しています。

工事積算に関しては、水門設備（河川・ダム）、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備（除塵設備含む）、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備及び鋼製付属設備の 17 工種の製作据付工事、ならびにこれらに関する塗装工事について定めています。

また、点検・整備積算に関しては、水門設備（河川・ダム）、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、道路排水設備、消融雪設備について定めています。

本稿では、令和 8 年度 機械設備積算基準の改

定概要について紹介します。

2. 令和 8 年度 機械設備工事積算基準の改定概要

機械設備工事積算基準における請負工事費の構成は図－1 のとおりです。

令和 8 年度においては、消融雪設備に関する一部歩掛、輸送費（新設工事）について改定を行いました。

(1) 消融雪設備

○ポンプ据付における機械経費の改定

ポンプ据付において使用する機械器具を積算基準で定めています。

施工実態調査に基づく分析の結果、表－1 のとおり改定を行いました。

(2) 輸 送 費

○新設工事輸送費の改定

水門等の製品を製作工場から据付現場まで輸送する費用を積算基準で定めています。

輸送費は各算定式に設備質量、面積等や輸送距離を入力し、算出することとしていましたが、施工実態調査に基づく分析の結果、表－2 のとおり改定を行いました。

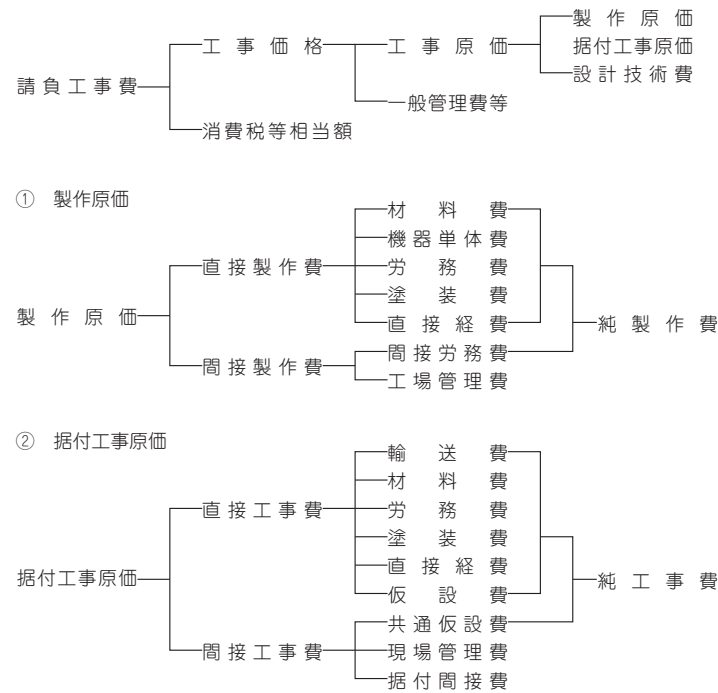


図-1 請負工事費の構成

表-1 消融雪設備ポンプ据付における機械経費の改定内容

	標準機械器具			
	機械器具名	標準規格	標準運転日数 (日/台)	摘 要
現行	ラフテレーンクレーン	現場条件により決定する	1	
	雑器具損料	—	—	機械器具費×2%
	(注) 1. 上記の規格以外のクレーンを使用する場合は、別途積上げるものとする。 2. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェーンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。			
	標準機械器具			
	機械器具名	標準規格	標準運転日数 (日/台)	摘 要
改定	ラフテレーンクレーン	現場条件により決定する	1	
	トラック [クレーン装置付]	現場条件により決定する	1	
	雑器具損料	—	—	機械器具費×2%
	(注) 1. 上記の規格以外のクレーンを使用する場合は、別途積上げるものとする。 2. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェーンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。			

3. 令和8年度 機械設備点検・整備積算基準の改定

機械設備点検・整備積算基準における点検・整備費の構成は図-2のとおりです。

令和8年度においては、トンネル換気設備、トンネル非常用施設の点検内容に関する一部改定、共通仮設費のうち派遣費について改定を行いました。

(1) トンネル換気設備、トンネル非常用施設の年点検内容に関する一部点検内容の変更

トンネル換気設備（ジェットファン）に関する技術基準「トンネル換気設備・非常用施設 点検・整備標準要領（案）」との整合を図るため、標準点検工数の年点検における作業範囲（目視点検の内容）について、表-3のとおり一部見直しを実施しました。

表－２ 新設工事輸送費の改定内容

区 分			輸 送 費 [円]		「x」の定義
			現 行	改 定	
河川用水門設備	小形水門	プレートガーダ構造ローラゲート	y=(17.2x+42)×D+212,000	y=(17.2x+42)×D+266,000	扉体面積[m ² / 門]×門数
		プレートガーダ構造スライドゲート			
	中・大形水門、堰	プレートガーダ構造ローラゲート	y=(17.8x+146)×D+212,000	y=(46.2x-64)×D+370,000	
		プレートガーダ構造角落しゲート	y=(12.5x+199)×D+212,000	y=(12.5x+199)×D+266,000	
		シェル構造ローラゲート	(x×D<1,500 の場合) y=(135x-1,594)×D+51,000 (x×D≧1,500 の場合) y=(60.9x-717)×D+116,000	(x×D<1,500 の場合) y=(135x-1,594)×D+64,000 (x×D≧1,500 の場合) y=(60.9x-717)×D+145,000	
起伏堰	起伏ゲート	y=(12.5x+199)×D+212,000	y=(12.5x+199)×D+266,000		
ダム用水門設備	放流設備	三方水密ラジアルゲート	y=(30.7x-242)×D+1,226,000	y=(69.0x-544)×D+1,160,000	扉体面積[m ² / 門]×門数
		四方水密ラジアルゲート	y=(252x-643)×D+1,226,000	y=(567x-1,448)×D+1,160,000	
	制水設備	四方水密ローラゲート	y=(105x+694)×D+1,226,000	y=(237x+1,561)×D+1,160,000	
		四方水密スライドゲート	y=(55.8x+797)×D+1,226,000	y=(126x+1,795)×D+1,160,000	
	放流管	大容量放流管	y=(12.4x-811)×D+1,226,000	y=(27.9x-1,825)×D+1,160,000	放流管体積[m ³]×条数
		大容量放流管(整流板のみ)	y=(6.17x-170)×D+1,226,000	y=(13.9x-382)×D+1,160,000	面積[m ²]×面数
		小容量放流管	y=(7.42x+28)×D+1,226,000	y=(16.7x+63.4)×D+1,160,000	放流管体積[m ³]×条数
	取水設備	直線多段ゲート	y=(55.5x+922)×D+1,226,000	y=(125x+2,076)×D+1,160,000	扉体面積[m ² / 門]×門数
		円形多段ゲート	y=(112x-132)×D+1,226,000	y=(251x+297)×D+1,160,000	体積[m ³]×門数
	小容量放流設備用ゲート・バルブ		y=(1.54x-980)×D+63,000	y=(1.54x-980)×D+79,000	口径[mm]×門数 (適用範囲：x≧700)
	ゴム引布製起伏ゲート設備			(x×D<1,500 の場合) y=(17.4x+12)×D+51,000 (x×D≧1,500 の場合) y=(7.80x+5)×D+116,000	(x×D<1,500 の場合) y=(17.4x+12)×D+64,000 (x×D≧1,500 の場合) y=(7.80x+5)×D+145,000
揚排水ポンプ設備	固定機場	y=(7.70x+805)×D+104,000	y=(3.96x+926)×D+487,000	ポンプ吐出量[m ³ /min] ×台数	
	水中ポンプ (φ 400 以上)	y=(11.0x+264)×D+104,000	y=(11.0x+264)×D+130,000		
	水中ポンプ (φ 400 未満)	「道路排水設備」に準ずる。		「道路排水設備」に準ずる。	
	除塵設備	y=53.4x×D+216,000	y=53.4x×D+271,000	対象設備質量[t]	
ダム施工機械設備			y=26.6x×D+1,226,000	y=26.6x×D+1,541,000	対象設備質量[t]
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン		y=(0.23x-72)×D+176,000	y=(0.25x-150)×D+424,000	ファン口径[mm]×基数 (適用範囲：x≧1,000)
トンネル非常用施設	消火設備		y=73.9x×D+170,000	y=81.9x×D+199,000	対象設備質量[t]
消融雪設備	消雪設備(散・送水管)		y=71.5x+25,000	廃止	散・送水管の延長[m]
	消雪設備(ケーシング管・ストレーナ・揚水管)		y=348x+73,000	y=348x+91,000	ケーシング管+ストレーナ+揚水管の延長[m]
	融雪設備		y=337x+24,000	y=337x+30,000	融雪面積[m ²]
道路排水設備 (φ 400 未満の揚排水ポンプ含む)			y=(0.85x+44)×D+103,000	y=(0.85x+44)×D+129,000	ポンプ口径[mm]×台数
共同溝付帯設備			y=215x×D+69,000	y=215x×D+86,000	対象設備質量[t]
駐車場設備			y=30.6x×D+180,000	y=30.6x×D+226,000	対象設備質量[t]
車両重量計設備	重量計	(x×D<1,500 の場合) y=83.9x×D+51,000 (x×D≧1,500 の場合) y=37.8x×D+116,000	廃止		対象設備質量[t]
		軸重計			
道路用昇降設備			y=88.2x×D+130,000	y=88.2x×D+163,000	対象設備質量[t]
ダム管理設備	昇降設備(エレベーター)		「道路用昇降設備」に準ずる。		
	流木止設備		y=52.9x×D+199,000	y=52.9x×D+250,000	対象設備質量[t]
	係船設備				
遠方監視操作制御設備			y=89.9x×D+98,000	廃止	対象設備質量[t]
鋼製付属設備			y=38.3x×D+81,000	y=38.3x×D+101,000	対象設備質量[t]

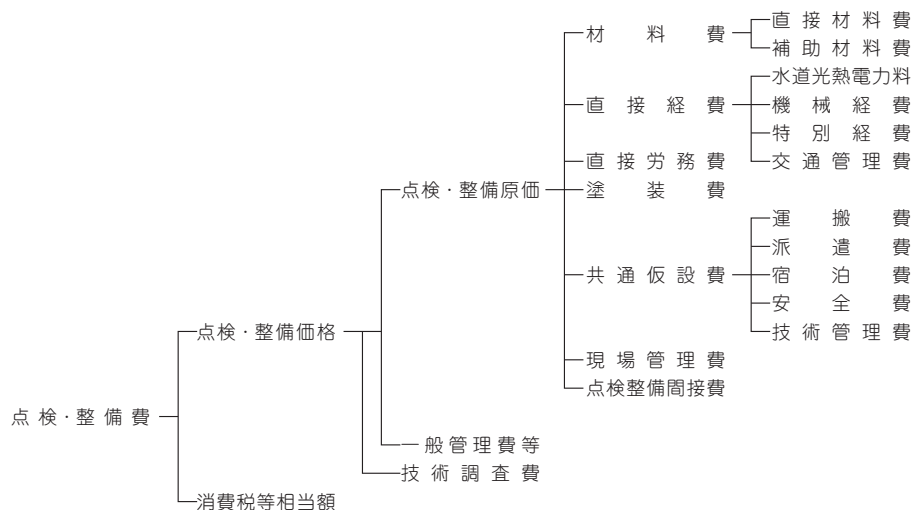


図-2 点検・整備費の構成

表-3 トンネル換気設備、トンネル非常用施設の改定内容

現行	年点検の内容は、設備を主として外部から目視及び分解を伴う内部の目視点検の他、点検用器具（テストハンマー、メガーテスタ、ノギス、マイクロメータ、シックネスゲージ、振動計、塗膜厚計等）で点検し、簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。 ※改定後は下線部を削除
改定	年点検の内容は、設備を主として外部からの目視点検の他、点検用器具（テストハンマー、メガーテスタ、ノギス、マイクロメータ、シックネスゲージ、振動計、塗膜厚計等）で点検し、簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。

(2) 共通仮設費（派遣費）の改定

共通仮設費のうち派遣費は、点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び日当、宿泊費、賃金、間接費で構成されていましたが、いわゆる旅費法の改正に伴い、従来の日当から宿泊手当に見直すなどの改定を行いました。

4. おわりに

機械設備積算基準は、予定価格算定に必要とな

る標準的な歩掛、機械経費、諸経費及び一般管理費等を定めたものであり、現場実態を適切に反映させる必要があります。

そのため、今後も施工実態調査、諸経費動向調査及び一般管理費等調査などの各種調査により現場実態を把握し、適切な予定価格算定に向けて積算基準の制定・改定に努めていきます。

なお、本積算基準は、標準的な施工を想定した予定価格を算定するための基準であり、実施工現場における工法等を規定するものではありません。

本基準の趣旨を理解いただき、適切な運用をお願いします。